

議案第十六号

港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例を廃止する条例

港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成十二年港区条例第三十二号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に貸し付けている高額介護サービス費等資金については、この条例による廃止前の港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例第三条、第八条から第十条まで及び付則第二項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

高額介護サービス費等資金貸付事業を廃止するため、本案を提出いたします。